

2002年3月14日
(平成14年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横尾裕夫

刑事訴訟法第197条第2項の規定による照会に基づき、介護保険受給者管理業務に係る個人情報を外部提供すること及び外部提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2002年（平成14年）2月26日付けで諮問された刑事訴訟法第197条第2項の規定による照会に基づき、介護保険受給者管理業務に係る個人情報を外部提供すること及び外部提供することに伴う本人通知の省略について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報保護条例第9条第2項第4号の規定による外部提供の必要性を認める。
- (2) 同条例第9条第3項の規定による本人に通知しないことの合理的理由があると認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、介護保険受給者管理業務に係る個人情報（以下「本件個人情報」という。）を外部提供する必要性及び本人に通知しないことの合理的理由は、次のとおりである。

(1) 外部提供する必要性について

ア 刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づき、外部提供を求められた個人情報の項目は、介護認定の申請年月日、介護申請者及び介護申請の理由、介護認定年月日、認定されたランク（要介護状態区分）、訪問調査内容、主治医の意見内容である。

イ 本市の外部提供に係る個人情報は、介護保険法による保険給付を受けることができる者であることの認定（以下「要介護認定等」という。）を本市が行うために必要な要介護認定等に係る申請をした者の情報であり、その内容は、申請そのものにかかる情報、申請時における申請者の身体上又は精神上の障害の有無等に

関する情報及びこれらの情報に基づく当該申請者に対する要介護認定等の処分に
関する情報と考える。

ウ 本件個人情報の帰属する者が既に死亡していることから、本件個人情報は介護
保険の保険者である市町村以外のものから提供を受けることは不可能である。ま
た、本件個人情報の照会が公共の福祉を維持するために必要な捜査をする上で行
われるものであり、照会そのものの正当性及び公益性は十分認められるものであ
ることから、外部提供する必要性がある。

エ なお、主治医の意見内容については、本件要介護認定を受けた者以外のいわゆ
る第三者情報が含まれていることから、外部提供する旨を事前に当該主治医に通
知をする。

(2) 本人に通知しないことの合理的理由について

本件個人情報の帰属者は既に死亡しているが、死者の個人情報を開示請求する場
合に当該個人情報を配偶者等の個人情報でもありとみなし得ることから、外部提供
をすることに伴う本人通知についても、その配偶者等を本人としてみなすべきもの
と判断される。

しかし、本件の外部提供は、捜査のために行うものであり、本人通知をした場合
には、当該捜査の遂行に支障が生ずるおそれが予想されることから、本人に通知し
ないことの合理的理由がある。

3 審議会の判断理由

(1) 外部提供する必要性について

本件個人情報の帰属する者は既に死亡していることから、本件個人情報は介護保
険の保険者である藤沢市以外のものから提供を受けることは不可能であり、代替手
段がないと考えられる。また、本件個人情報の照会が公共の福祉を維持するために
必要な捜査をする上で行われるものであり、照会そのものの正当性及び公益性は十
分認められるものであることから、外部提供する必要性は認められる。

(2) 本人に通知しないことの合理的理由について

藤沢市個人情報保護条例第16条第1項の解釈運用基準には、情報の性質上、社
会通念上家族共同体構成員の固有情報と同視することができ、請求者自身の個人情
報でもありとみなし得るものの例として、配偶者、二親等以内の者又は要介護者等
の介護をしていた者にとっての死者の介護等に関する情報を挙げている。このこと
から、本件個人情報の帰属者の配偶者等を本人としてみなすべきものであるが、本
件の外部提供は、捜査に協力するために行うものであり、本人通知をした場合には、
当該捜査の遂行に支障が生ずるおそれが予想されることから、本人に通知しないこ
との合理的理由があると認められる。

以 上

